

▶▶▶1面続き



このページでは前号に引き続き
緊急対策関連の取り組み
必要な手続き
についてお知らせします

市緊急対策
一覧ページ

三田市の
市民を守り、地域を守る 緊急対策

感染拡大防止にご協力を

事業者・市民の皆さんへお願い

医療機関等における不足物資をご提供ください

市内の医療機関や福祉施設等で使用する防護服や消毒液が不足しています。下記の物資をお持ちの皆さんは、有償・無償に関わらず、市を通じて当該機関等への提供にご協力をお願いします。



【必要とする物資】

- ・消毒液(手指消毒用アルコール等)
・医療用の防護具(N95 マスク、シールド付きマスク、フェイスシールド、ゴーグル、プラスチックガウン、アイソレーションガウン、プラスチック手袋、ニトリル手袋)

【提供方法】

■ 寄付の場合

可能な限り、郵送でお願いします(持ち込みでの提供も可能です)。※郵送にかかる送料は寄付をいただく方のご負担でお願いします

■ 有償提供の場合

「情報提供フォーム」(右記二次元コード)から、下記①~⑥の情報について連絡をお願いします。



- ①物資の種類 ②メーカー名・品番等 ③物資の数量 ④価格(単価) ⑤連絡先 ⑥その他の有償提供の条件など

提供先・問い合わせ=〒669-1595 三輪2-1-1 本庁舎3階 危機管理課(559-5057 FAX 559-1254 平日9時~17時30分)

地元のお店を応援しよう

お店の味をご家庭で楽しみたい皆さんへ

お弁当マルシェ&こども弁当

市内の飲食店が自慢のお弁当を販売します!「ご家庭で!」「ご家族で!」三田の美味いをお楽しみください!

販売場所=郷の音ホール 玄関口(天神1-3-1) ※三田駅から徒歩約12分
駐車場=郷の音ホール駐車場をご利用ください(入庫から30分無料)
お願い=新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、次の①~③にご協力をお願いします。①マスクの着用(必須)②手指消毒③お待ちいただく際には十分な間隔を空けてお並びください
問い合わせ=三田市商工会(563-4455 FAX 563-6675)

お弁当マルシェ

家庭の家事軽減に!
家でもお店の味が楽しめる!



お弁当マルシェ
専用サイト

販売期間=5月31日(日)まで
※土曜・日曜も販売
販売時間=10時30分~14時
配達(1日30件まで)=3,000円以上購入の場合のみ右記専用サイトまたは電話(下記注文連絡先)で受付 ※電話受付時間(前日11時~18時/当日9時~10時)。配達エリアや詳細は専用サイトでご確認ください

高齢者の皆さんには、お弁当1つからお届けします!(配達料無料)

対象=市内在住の65歳以上の人
メニュー=専用サイトに掲載
配達エリア=曜日によって異なります。下記に問い合わせください。
注文=電話予約(前日10時~18時/当日9時~10時)

注文連絡先=559-9929(ゆりさわ)

こども弁当

栄養バランスに富んだ食事を200円でご提供!

販売期間=5月29日(金)まで
※土曜・日曜を除く
販売時間=10時30分~14時
対象=小学生以下
配達=配達はしていません

市民の皆さんのくらしを支援します

離職者等の皆さんへ

市独自施策

住まいを一時的にご提供します(市営住宅の入居)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、解雇や離職、収入が減ったことにより、住居の退去を余儀なくされる人やその同居家族を対象に、市営住宅を一時提供します。



対象者=次の①~④いずれも満たす人(その他要件あり)

- ①解雇・離職したことが客観的に証明できる人 ②4月7日(基準日)以前から市内に在住または在勤している人 ③基準日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で、解雇や離職、収入が減ったことにより、居住の退去を余儀なくされる人・その同居家族 ④入居者全員の収入合計が、市営住宅入居資格収入基準の範囲内
家賃等=使用される部屋の最低家賃を適用/家賃のほか、光熱水費、共益費、駐車場使用料は自己負担/敷金免除
入居期間=原則、入居日から1年以内



提供数=5戸・3LDK(大池南団地、西山団地2号棟、南が丘団地)
申請・問い合わせ=まずはご相談ください。都市計画課(559-5103 FAX 559-7400)

離職者等の皆さんへ

家賃の一部を負担します(住居確保給付金)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入が減少し、住まいにお困りの人の家賃(一部)を負担します。



対象者=次の①~③いずれも満たす人

- ①感染症の影響によるやむを得ない休業等で収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人 ②住む場所を失ったまたは失いそうになっている人 ③就労意欲のある人

支給月額/期間=次の金額を上限として、収入に応じて調整された額を支給します。単身世帯32,300円、2人世帯39,000円、3人~5人世帯42,000円/原則3カ月間

支給方法=原則、家主または不動産媒介業者に支払い

その他要件=権利擁護・成年後見支援センターの面接等の就労支援を月1回受けること。保有資産による制限あり。

相談・申し込み・問い合わせ=三田市権利擁護・成年後見支援センター 総合福祉保健センター内(550-9004 FAX 559-5704) ※平日9時~17時30分



国民健康保険・後期高齢者医療加入の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に感染した人などへ手当を支給します(傷病手当金)

新型コロナウイルス感染症により休業している期間の所得保障として、傷病手当金を支給します。



対象=下記の①②いずれも満たす人

- ①市国民健康保険または兵庫県後期高齢者医療制度加入者であり、かつ被用者(給与などの受給者)
②新型コロナウイルス感染症に感染した人または感染が疑われることにより、就労できない日が4日以上続き、給与等の全部または一部を受けることができなかつた人
※社会保険の加入者は、加入している健康保険組合へお問い合わせください



支給額=2年1月1日~9月30日の間で、就労ができなくなった日から数えて4日目以降の給与等に相当する額の3分の2
申請書類=市ホームページでダウンロードできるほか、希望者には郵送可

【支給額の例】日額5千円※で、仕事を12日間休んだ場合⇒5千円×(12日-3日)×2/3=3万円(支給額)

※給与等の日額は、直近の継続した3カ月間の給与等合計額を就労日数で割って算出

申請・問い合わせ=まずはお問い合わせください。国保医療課(559-5049 FAX 559-2636)